



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

# 市政レポート

## 災害ボランティア マニュアル見直し

安城市は今年 3 月、災害ボランティアセンター運営事務局マニュアル(マニュアル)の見直しを行いました。大規模な災害発生に伴うボランティアの受け入れを行う際には、災害ボランティアセンター(センター)がその対応を担うこととなっており、センターの人員数などはマニュアルで取り決めがなされています。

今回の見直しの内容としては大きく二点あります。まず一つ目は、これまでは不明確だった災害発生時におけるセンター設置の判断基準が明確化されたことです。具体的には、以下の様な場合にセンターが設置されることとなりました。

- ・住家滅失世帯数が 100 世帯以上に達するなど災害救助法の適用基準を超える被害が生じたと判断される場合
- ・市内で震度 6 弱を観測し相当な被害が出た場合
- ・災害対策本部長が必要と認めた時

二つ目に、センター運営に携わる職員の特定がなされました。センターは安城市と社会福祉協議会(社協)で構成されますが、その体制について従来は「安城市市民協働課〇人」「社協〇人」といった書きぶりでした。この度の見直しでは、誰が何の役割を担うかが明確化され、職員の個人名が記されるようになりました。

また、ボランティア受け入れに際し、いわゆる“現場仕事”を担うボランティアコーディネーターの人員数などについては、今後さらに適正な態勢を検討していくこととなります。

石川翼事務所 446-0072 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南  
電話 0566-98-6932 メール [ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp](mailto:ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp)  
編集：石川つばさを支援する会